

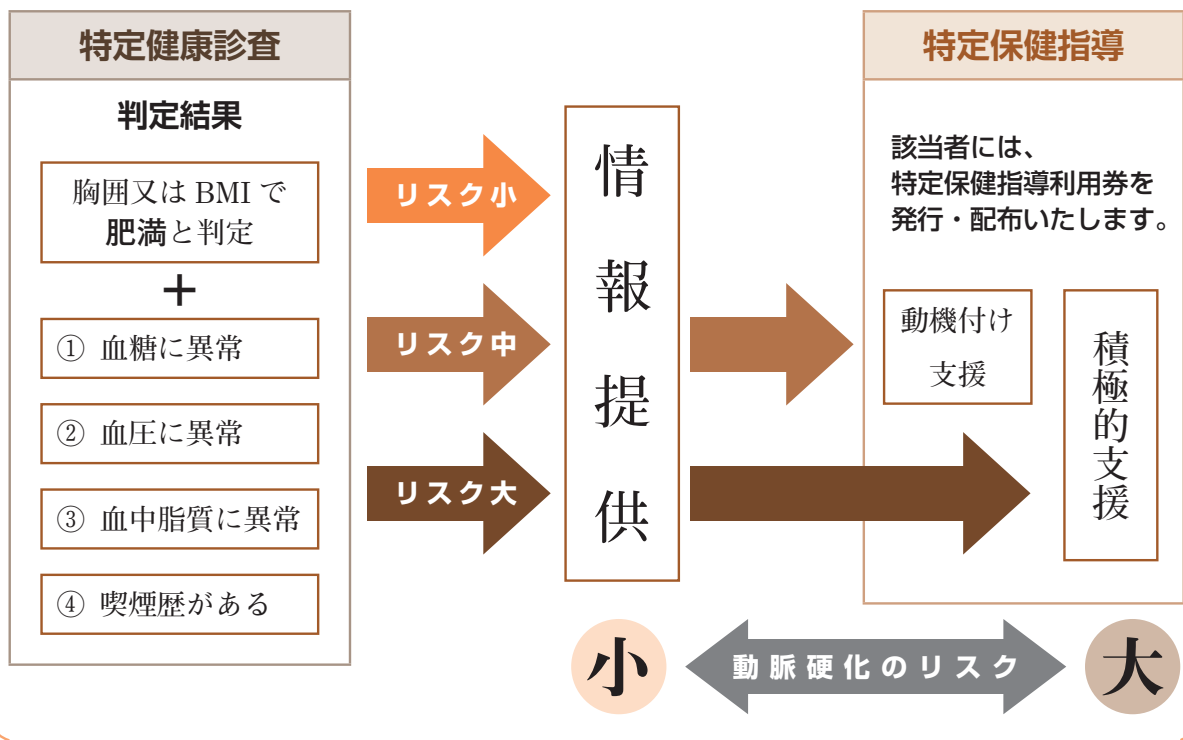
特定健康診査の結果によっては 特定保健指導が行われます

高リスク者は特定保健指導を利用し、
メタボの予防・解消をしましょう！

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善等で予防が期待できる方には、生活習慣病の予防のために引き続き『特定保健指導』が行われます。

特定保健指導の対象者には、特定保健指導利用券を発行・配布しますので、放置せず、必ず保健指導を利用し、健康づくりに取り組みましょう。

特定保健指導階層化の流れ



※ 高血圧、糖尿病、脂質異常症で服薬中の方については、特定保健指導の対象とはなりません。

～ 特定保健指導の対象者に該当しても安心！～

健康管理のプロのスタッフがあなたの健康づくりをサポートします！！

特定保健指導の実施場所

1. 組合員

- 職場で定期健康診断を受診された結果、保健指導が必要となった方については、職場が指定する場所にて特定保健指導を実施します。
- 当共済組合が助成する人間ドックを受診された結果、保健指導が必要となった方については、当共済組合が指定する人間ドック医療機関にて特定保健指導を実施します。

2. 被扶養者

- 特定健康診査受診券で特定健康診査を受診された結果、保健指導が必要となった方については、当共済組合が指定する医療機関の中から一機関を選んでいただき、その医療機関にて特定保健指導を実施します。
- 当共済組合が助成する人間ドックを受診された結果、保健指導が必要となった方については、当共済組合が指定する人間ドック医療機関にて特定保健指導を実施します。

※当共済組合が指定する人間ドック医療機関では、特定保健指導を実施していないところもあり、人間ドックを受診した医療機関とは別のところで特定保健指導を実施する場合があります。

特定健康診査を まだ受診されていない被扶養者の方へ

平成 20 年度からスタートしました特定健康診査について、検査項目が少ないという理由で、「受診しても意味がないのでは？」という対象者の方の声が当共済組合へ寄せられたことがあります。

しかしながら、少ない検査項目でも毎年受診することにより、その検査結果は蓄積されます。また、その蓄積された検査結果から、特定保健指導を利用するにいたらなくとも、今後ご自身が、どのようなところに気をつければ良いか、健康管理・生活習慣の改善を行う上での基準となります。

そういった意味では、この特定健康診査は、重要な検査であり、毎年受診する必要があるとも言えます。

先に配布いたしました特定健康診査受診券により、ご自身の費用負担がなく特定健康診査を受診いただくことができます。

また、特定健康診査の受診にかかる有効期限を 2011 年 3 月 31 日までとしておりますが、お早めに、受診いただきますようよろしくお願いいたします。

特定健康診査受診券を紛失された場合は、当共済組合へお申し出いただきましたら、受診券を再発行いたしますので、まずは、受診券をお持ちであるかをご確認ください。

そして、ご確認いただきましたら、特定健康診査を実施しているお近くの医療機関へご予約いただき、特定健康診査を受診ください。

・・・・・・・・・・当共済組合からのお願いです。